事業主の皆様へ

被扶養者認定に係る取扱いの変更及び、資格取得の事務手続き等に関するお願い

東京都電機健康保険組合

目次

■変更事項	
①被扶養者認定に係る取扱い	3P

■お願い事項	
❶届書へのマイナンバー記載	6P
❷事前点検の利用	8P
❸電子申請の利用	10P
❹新規採用者へのマイナ保険証利用登録の案内	11P
❺資格確認書の交付申請にかかるマイナ保険証利用登録状況等の的確な確認	12P

変更事項①

令和8年4月から被扶養者認定に関する新しいルールが適用されます。

1. 改正の背景

現行の扶養認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去・現時点・将来の収入の見込みなどから、所定外賃金の見込みを含めた今後1年間の収入見込みより判定をすることとなっていますが、パート・アルバイト勤務の方が「年収の壁」により就業調整をすることで、人手不足に拍車がかかっていることへの対策から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定をおこなうこととなりました。

2. 変更点

現行は過去・現在・将来の見込みなどから、今後1年間の収入見込みにより判定していますが、令和8年4月1日認定日以降からは労働契約書や労働状況証明書など、労働契約で定められた時給・労働時間・日数から算出した年間収入で認定するため、**時間外労働は労働契約段階では見込みが立たないため、残業代等は含まれなくなります。**

【対象者】

給与収入のみの被扶養者が対象。（年金・事業収入など給与収入以外のある人は従来通り）

【実施日】

認定日が令和8年4月1日以降の方より適用

3. 添付書類

◆当組合における認定時の添付書類について◆
※給与収入がある場合

【現行】

①扶養関係現況書

②直近3ヶ月の給与明細

②が添付できないとき　③「労働契約書等」(★)または当組合指定の「労働状況証明(申告)書」

給与以外の収入があるとき　④「給与以外の収入」の金額が確認できるもの

年収が130万円以上のとき　⑤一時的な収入変動にかかる事業主の証明書

【今後】

認定日
令和8年4月1日
より

<給与収入のみの場合>　※②直近3ヶ月分の給与明細書は不要です

①扶養関係現況書　「給与収入のみ」である旨の申立欄が追加されます

③「労働契約書等」(★)または当組合指定の「労働状況証明(申告)書」

<給与以外の収入がある場合>　※従前どおりの取扱いとなります

①扶養関係現況書

②直近3ヶ月の給与明細

②が添付できないとき　③「労働契約書等」(★)または当組合指定の「労働状況証明(申告)書」

④「給与以外の収入」の金額が確認できるもの

残業代の増加等で一時的に130万円以上となっているとき　⑤一時的な収入変動にかかる事業主の証明書

（★）労働契約書等：雇用契約書、労働条件通知書など労働契約内容がわかる書類

4. 届書

【変更】№109 「扶養関係現況届」

※令和8年4月1日認定日以降の届出について、旧届書では受付することが出来なくなりますのでご注意ください。当組合ホームページの「申請書一覧」より届書をダウンロードしていただきご使用ください。

5. Q&A

【Q1】労働契約書などの労働契約内容が確認できる書類が無い場合、どうすればよいですか？

【A1】当組合ホームページ内にある「申請書一覧」より、「№111 労働状況証明(申告)書」をプリントアウトして、お勤め先の管理者・責任者に記入いただき、他の書類と一緒にご提出ください。

【Q2】パート勤務で給与収入のみですが、労働契約書に記載された条件で計算すると扶養範囲である年間収入を超えてしまうが、交通費を除くと扶養範囲内となります。この場合でも被扶養者になれますか？

【A2】被扶養者になれません。収入は労働基準法第11条(注1)に規定された賃金を示すため、通勤手当(交通費)も収入に含めて計算してください。なお、時間外労働に対する賃金等は労働契約段階では見込みが立たないため年間収入に含めません。

【Q3】「給与収入のみであること」の申立てはどのようにすれば良いですか？

【A3】「扶養関係現況届」内に「給与収入のみであること」の申立欄を追加しました。様式が変更となりますので、当組合ホームページ内の「申請書一覧」№109よりダウンロードしてご利用ください。

【Q4】書類の提出日が令和8年4月1日以降であれば、認定日が4月1日より前に遡っても新しい判定方法となりますか？

【A4】なりません。認定日が令和8年4月1日より前に遡る場合は、従来の取扱いにより判定することとなります。

（注1）労働基準法第11条：賃金とは賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

お願い事項❶

資格取得届および被扶養者異動届には、必ずマイナンバーを記載してください。

◆健保組合にマイナンバーを届出いただき、オンライン資格確認システムへの情報登録を完了しなければ、マイナ保険証が利用できません。

資格取得届等にマイナンバーの記載がない場合

厚生労働省より示された手順に基づき、次のとおりの取り扱いとなります。

①住民票上の5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）の全てが記載されている場合は、届出を受付、処理を行います。
（「資格情報のお知らせ」は交付されません。）

⇒

②追加で個人番号届の提出がない場合、届出の処理からおおむね2週間後に、住民基本台帳情報システム（J-LIS）へ個人番号の照会を行います。

⇒

③J-LISへの照会によっても個人番号が取得できなかった場合は、暫定的な措置としての資格確認書を交付します（有効期限1ヶ月・A4サイズのものとなります）。

新規加入者にかかるマイナンバーの収集を入社日以後に行っている事業所につきましては、内定から入社日の間に収集し、資格取得届等に遅滞なく記載が可能となるよう、社内規程、運用方法の見直しをご検討ください。

マイナンバーの収集や健保組合への提出を外部委託されている事業所においても、資格取得届等の提出時にマイナンバーの記載が可能となるよう、委託先との運用方法の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

③により暫定的な資格確認書が届くまで、届出から約3週間を要します。やむを得ずマイナンバーの記載ができなかった場合でも、後日すみやかに個人番号届の提出をしてください。

※住民票上の5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）の全てが記載されていれば届出を受付けることは可能ですが、マイナンバーの届出がなければマイナ保険証を利用することができません。

資格取得届等への個人番号記載にかかるよくある質問

Q



資格取得届や被扶養者異動届に個人番号を記載することは、
必須なのでしょうか？
また、個人番号の提出を求めることができる根拠はありますか？

A



個人番号は、健康保険法で資格取得届や被扶養者異動届の
届出事項となっているため届書への記載が必須となります。
また、個人番号の提出を求めることができる根拠は、健康保険法
施行規則第24条第5項 に記載されています。

【参考：健康保険法施行規則第24条第5項抜粋】

「事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。」

◆出生児は出生届を提出してから概ね1週間後に個人番号が払い出されますので、
個人番号の払出前に被扶養者異動届を提出した場合は、払い出された後にすみやかに
個人番号届を提出してください。

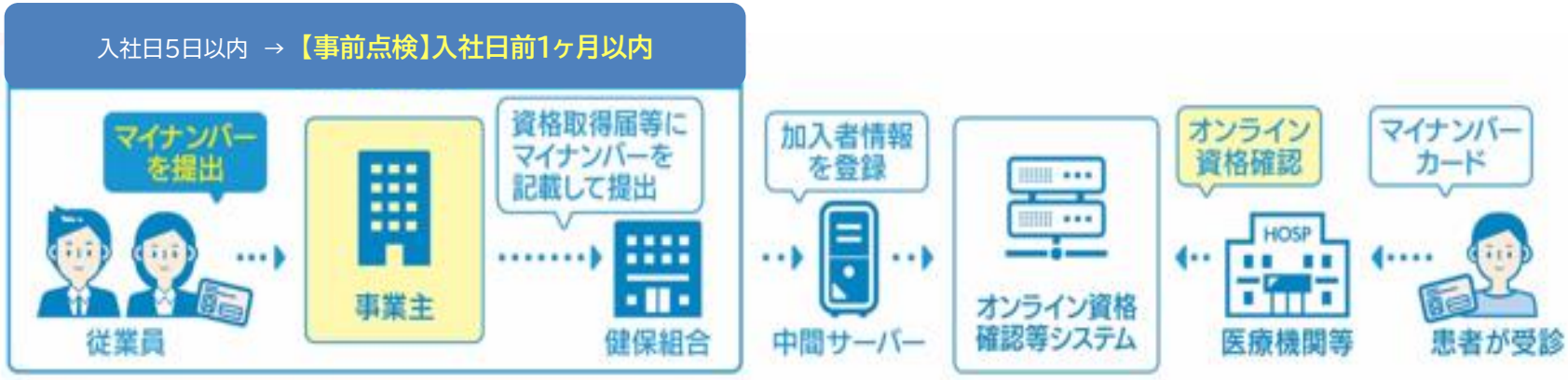
◆個人番号が付番されていない「平成27年10月1日以前から海外に居住している方」に
ついては、個人番号の記載は不要です。

お願い事項❷

資格取得届等は、入社日前のご提出(事前点検)をご利用ください。

◆資格取得届等を入社日前(入社日前1ヶ月以内)までに提出いただくことで、健保組合は届書の内容を「事前点検」して、入社日前に加入者の情報をオンライン資格確認等システムに登録します。

新規加入者は、事実発生日(入社日)からすぐにマイナ保険証が利用できます。



◆事前点検のご利用にあたっての留意事項

・被保険者資格取得届・被扶養者異動届の2届が対象です	・事業主が「内定者」と認めた者の届出を受付します
・事実発生(入社日)前1ヶ月以内のものを受付します	・個人番号(マイナンバー)の記載は必須となります

届書の「事前点検」に関するよくある質問



Q 内定を取り消したなど入社日前に提出した内容に変更があった場合は、どうすればよいのですか？



A 入社日前に提出した内容に変更があった場合は、入社日までに届出してください。

届け出た内容に変更があった場合は、訂正届を提出してください。
内定取り消しなど、資格取得の事実がなくなった場合は、取消届を提出してください。
訂正届や取消届は電子データでの届出ができません。恐れ入りますが、書面でご提出ください。



Q 入社日から5日以内の届け出という取り扱いは、変更されたのですか？



A 法令上、5日以内の届け出に変更はありませんが、入社日からすぐにマイナ保険証が利用できるよう、事業主と健保組合に対し、事前点検の仕組みを積極的に利用するよう厚生労働省から通知されています。

オンライン資格確認等システムへデータ登録を完了し、事実発生日からマイナ保険証が利用できるようにする事前点検の仕組みについては、令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で取り扱いが示されています。※

※本取り扱いは、健保組合に限った取り扱いです。（日本年金機構は対応していません。）
なお、厚生労働省は、日本経済団体連合会にも事前点検への協力を依頼しています。

お願い事項❸

資格取得届には、電子申請のご利用をお願いします。

◆電子申請をご利用いただくことで、事業所で届書を送付してから、健保組合で受付するまでの時間が短縮でき、健保組合からオンライン資格確認システムへすみやかに情報連携をすることが可能となります。

◆当組合では、電子申請が義務化されている「資本金が1億円を超える特定の法人」だけでなく、義務化以外の事業所についても電子申請による届出を受け付けていますので、電子申請への切替えをご検討ください。

電子申請の対象届（令和8年2月現在）
被保険者資格取得届
被保険者資格喪失届
被保険者報酬月額算定基礎届
被保険者報酬月額変更届
被保険者賞与支払届

＋

令和8年度に拡大予定
産前産後休業取得者申出書（変更）終了届
産前産後休業終了時月額変更届
育児休業取得者申出書
育児休業終了時月額変更届

※対象届の拡大時期については改めてご案内いたします。

◆電子申請のメリット

- オンライン環境があれば24時間365日いつでも申請ができます。
- **事業所で届書を送付してから健保組合で受付するまでの時間が短縮できます。**
- 郵便代等のコストが削減できます。
- 用紙代のコストが削減でき、ペーパーレス化の推進につながります。
- データの修正のみで、記載誤りを訂正する手間が省け、届出誤りの防止にもつながります。

お願い事項❹

新規採用者に対し、「マイナ保険証」の利用登録をご案内ください

◆新規採用者に対しては必ず事前に「マイナンバーカードの保有状況」および「マイナンバーカードの保険証利用登録状況」を確認し、保険証利用未登録者に対しては、下の手続きをご案内ください。

ご案内にあたっては別添のリーフレットを内定者に配布するなど、ぜひご活用をお願いします。

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1. スマホから　パソコンから　オンライン申請
2. 証明写真機から
3. 郵送

受け取り

❶ハガキが届く
❷受け取りにいく

詳しくはこちら

マイナンバーカード総合サイト

2 へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み ※以下から選択

スマホから

☑ 下記3つを準備
❶マイナンバーカード
❷マイナンバーカード読取対応のスマホ
❸アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル

iPhone　Android

STEP1 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込む」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

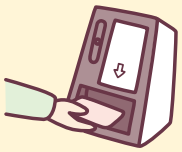
☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM 画面
マイナンバーカードでの手続き
↓
健康保険証利用の申込み



医療機関で

☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込めます



お願い

医療機関・薬局の顔認証付カードリーダーからの申し込みもできますが、スマホやATMの方法で速やかに登録をいただきますようお願いします。

お願い事項❺

資格確認書の交付申請にあたっては、申請理由を必ず確認してください

◆新規採用者に対しては、お願い事項❹に沿って、必ず事前に「マイナンバーカードの保険証利用登録状況」を確認し、保険証利用未登録者に対しては登録の案内をお願いします。
　なお、「マイナ保険証を利用できない」旨のお申し出があった方については、資格取得届等の「資格確認書発行要否欄」の記載と併せ、資格確認書交付申請書を添付してください。
（※保険証利用登録が済んでいる方は資格確認書の交付申請はできません）

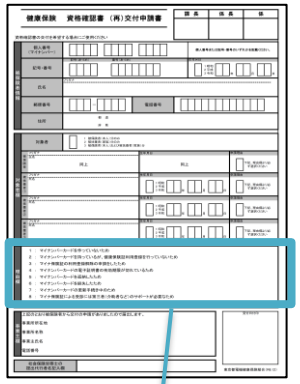
資格確認書の交付要件	
1	マイナンバーカードを取得していない方
2	マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方
3	マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
4	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れの方
5	マイナンバーカードを返納した方
6	マイナンバーカードを紛失した方
7	マイナンバーカードの更新中方
8	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

＜資格取得届等＞



＋

＜資格確認書交付申請書＞



資格確認書が必要な場合にチェック
（交付要件１～５の場合のみ）

該当する交付要件に丸

交付要件1～5に該当する方	資格取得届等の「資格確認書発行要否欄」にチェック必要　＋　資格確認書交付申請書の添付（必須）
交付要件6～8に該当する方	資格取得届等の「資格確認書発行要否欄」にチェック不要　＋　資格確認書交付申請書の添付（必須）

「資格確認書」に関するよくある質問



Q 新規採用者がマイナ保険証の利用登録をしているか不明なため、
一律に資格確認書の交付を求めたいのですが問題ないでしょうか？



A 資格確認書は、原則マイナ保険証をお持ちでない方に交付するもの
なので、**一律に交付を求めることはできません。**

・マイナンバーカードの保険証利用登録状況の確認
・保険証利用未登録者への、登録手続きの周知
以上を行っていただいたうえで、なお「マイナ保険証の利用ができない」状況にある方について、資格確認書の交付申請をしてください。

【ポイント】
保険証廃止後、マイナ保険証が利用できる方についても、資格確認書の交付申請が行われている事象が多数確認されており、解消に向けた対策が強く求められております。
資格確認書は、やむを得ずマイナ保険証の利用ができない方に交付するものであり、**念のために交付を希望することはできません。**
事業主・ご担当者様におかれましては「マイナンバーカードの保険証利用登録のご案内」および「登録状況の確認」を的確に行っていただきますよう、改めてご理解・ご協力をお願いいたします。



その他のマイナ保険証関連のご案内

①マイナンバーカードの電子証明書の有効期限について

◆マイナンバーカード自体の有効期間は発行の日から10回目の誕生日まで（18歳未満の方は5回目の誕生日まで）ですが、電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までとなっています。

電子証明書の有効期間満了日から3ヶ月後の末日に、マイナ保険証として利用ができなくなります。

◆政府のマイナポイントキャンペーンによりマイナンバーカードを作成した方の多くが、今後数年内に電子証明書の有効期限を迎えます。自治体から有効期間満了の2～3ヶ月前に案内（有効期限通知書）が届きますので、早めに電子証明書の更新手続きを行っていただくようご案内ください。

②転居時のマイナンバーカードの住所変更手続きについて

◆転居による自治体への届出の際、併せてマイナンバーカードも窓口に提出し、住所変更の手続きをする必要があります。

他の市区町村から転居した場合、次の場合はマイナンバーカード自体が失効し、マイナ保険証としても利用できなくなります。

・住み始めた日から14日以内に転入届をしなかった場合
・転出予定日より30日以上経過して転入届をした場合
・転入届時にマイナンバーカードを忘れ、その後90日以内に継続利用手続きを行わなかった場合

◆社員の方が住所を変更した場合は、自治体への手続きの際、マイナンバーカードの住所変更手続きも忘れずに行っていただくようご案内ください。